

議案第8号

愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、所得の少ない第1号被保険者についての保険料を減額するため、改正する必要があるからである。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「から令和2年度までの各年度における保険料率」を「の保険料率」に、「とする。」を「とし、令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,400円とする。」に改め、同条第3項中「から令和2年度までの各年度における保険料率」を「の保険料率」に、「とする。」を「とし、令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,500円とする。」に改め、同条第4項中「から令和2年度までの各年度における保険料率」を「の保険料率」に、「とする。」を「とし、令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,800円とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛西市介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。